

3 盛土規制法の規制内容について

令和7年4月

盛土規制法の用語(1)

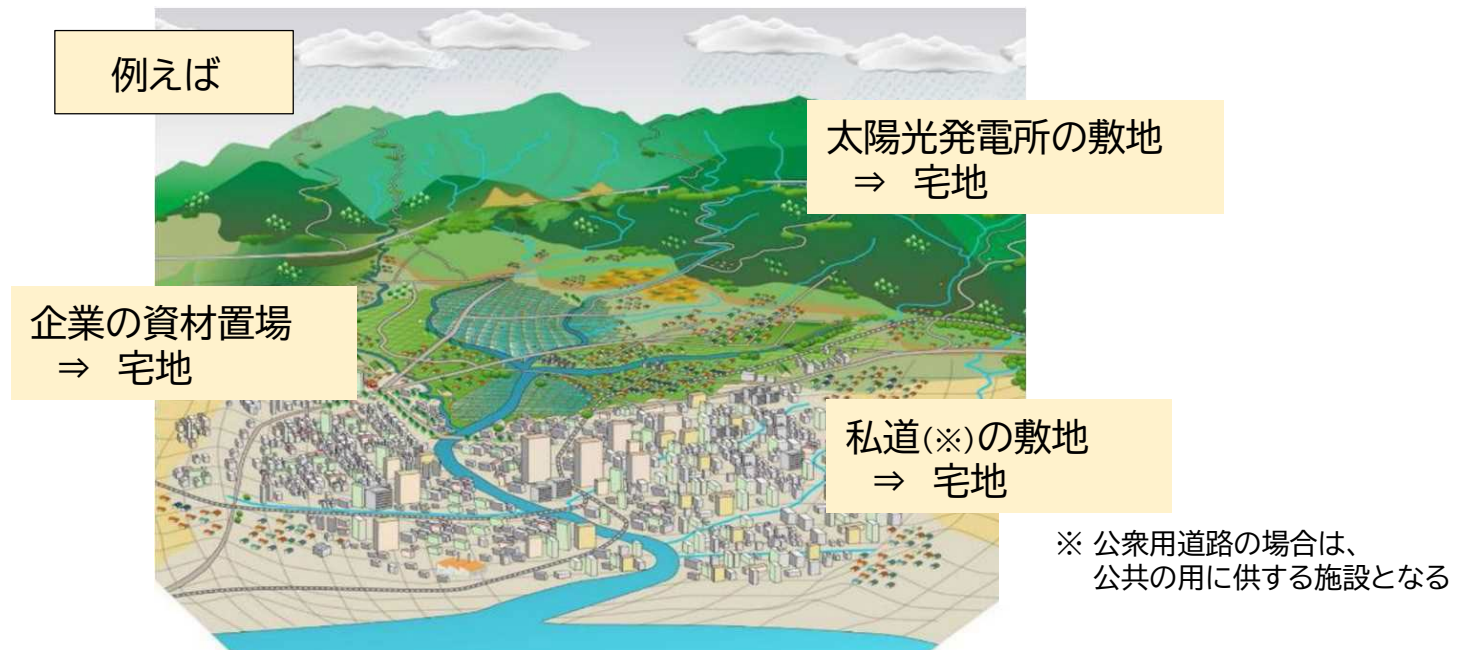
盛土規制法で定義する「宅地」「農地等」は、他法令の定義や登記簿上の地目とは異なる

宅地：次に掲げる土地以外の土地

(農地等、道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されている土地)

農地等：農地、採草放牧地及び森林

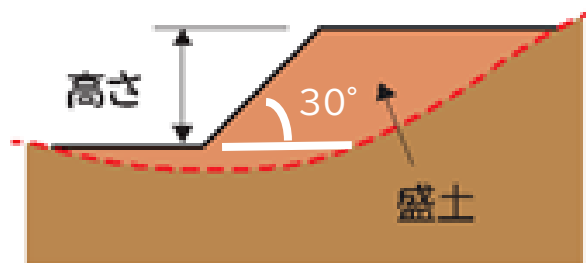
つまり、農地等と公共施設用地以外は全て宅地と定義され、
盛土規制法においては「宅地」「農地等」「公共施設用地」の3種類しか存在しない



盛土規制法の用語(2)

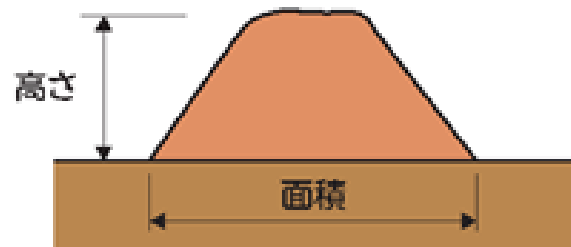
盛土規制法で定義する「崖」は、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地

※ 硬岩盤は除く



1:1.5は30°超
1:1.8は30°以下

盛土規制法で定義する「土石の堆積」は、一時的なもので、最終的には原状復旧するもの



いわゆる仮置き・
ストックヤード

許可を要する工事

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを含む)以外のものをいいます。

盛土の高低差のこと
(盛土厚さではない)

盛土厚さ30cmを
超える面積にて判断

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

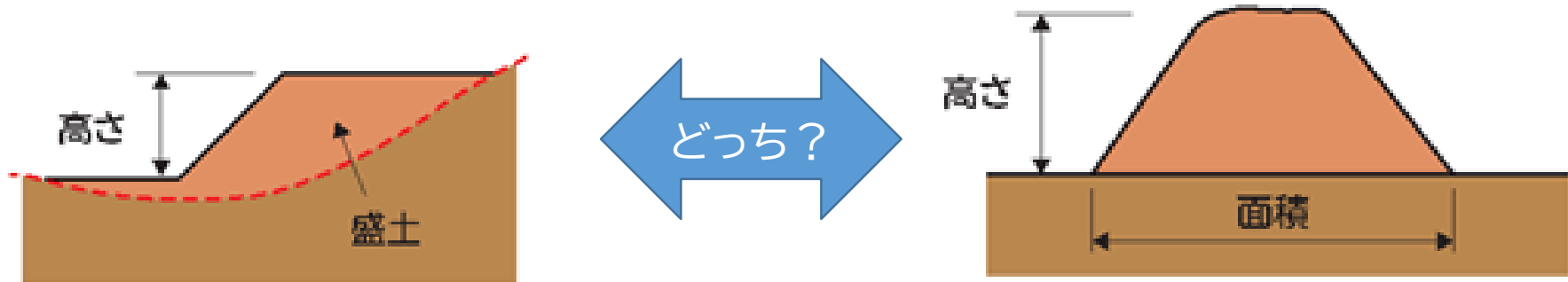
要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

許可を要する工事、届出を要する工事

区域	行為	届 出	許 可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行つて、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の 面積500㎡超 (①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行つて、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の 面積3,000㎡超 (①～④を除く)	同 左	許可対象 すべて
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超 かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ 面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象 すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行つて、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の 面積500㎡超 (①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行つて、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の 面積3,000㎡超 (①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象 すべて
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ 面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ 面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象 すべて

「土地の形質の変更」と「一時的な土石の堆積」

手続(許可申請や届出)に当たっては、計画が「土地の形質の変更」なのか「一時的な土石の堆積」なのかを明確にしなければ手続きできない



	土地の形質の変更	一時的な土石の堆積
具体的事例	残土最終処分	土砂仮置き
許可期間上限	施工に必要な期間	5年(以降変更許可で更新)
原地盤傾斜制限	なし	あり(構台も認められる)
擁壁・排水施設	必要	盛土には不要(周囲には必要)
完了検査時点状況	完成した盛土が残る	更地に戻る
転圧の有無・上面の利用	転圧する・人が上面で活動可能	転圧しない・人が立ち入らない前提

始めにどちらの手続きとするか決める必要がある

中間検査

盛土をする前の地盤面に暗渠排水工を設置する場合、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、当該暗渠排水工を埋設する工事をすることができない。

中間検査対象箇所

右記要件のいずれかに該当し、かつ**暗渠排水工を設置する案件**
(宅造区域の場合、許可案件であっても中間検査規模要件を満たさない場合もある)

- ①盛土で高さ2m超の崖
- ②切土で高さ5m超の崖
- ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖
(①、②を除く)
- ④盛土で高さ5m超
(①、③を除く)
- ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超
(①～④を除く)

暗渠排水工設置に係る技術基準(案)

次のいずれかの区域内において盛土をする場合は、原地盤に暗渠排水工を設置するものとする。

- ① **県が定める溪流の区域内**
- ② 現地条件により設計者が集水地形と判断した区域内
- ③ 湧水等の顕著な箇所

定期報告

許可を受けた者は、3ヵ月ごとに、工事の実施状況等を報告しなければならない。

定期報告対象箇所

右記要件のいずれかに該当するもの(中間検査対象規模と同じ)
(宅造区域の場合、許可案件であっても定期報告規模要件を満たさない場合もある)

- ①盛土で高さ2m超の崖
- ②切土で高さ5m超の崖
- ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖
(①、②を除く)
- ④盛土で高さ5m超
(①、③を除く)
- ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超
(①～④を除く)

お知らせ

現在お知らせはありません。



[報告状況を見る](#) [課題を報告する](#)

[地域課題を地図で確認する](#)

[サイトの説明](#)

定期報告手続きはDX化を検討中

写真登録 位置指定 情報入力 確認

現場の写真を登録してください。
撮影済みの写真を最大3枚まで登録できます。





[戻る](#) [次へ](#)

写真登録 位置指定 情報入力 確認

現場の情報を入力してください。

種別

タイトル

詳細情報

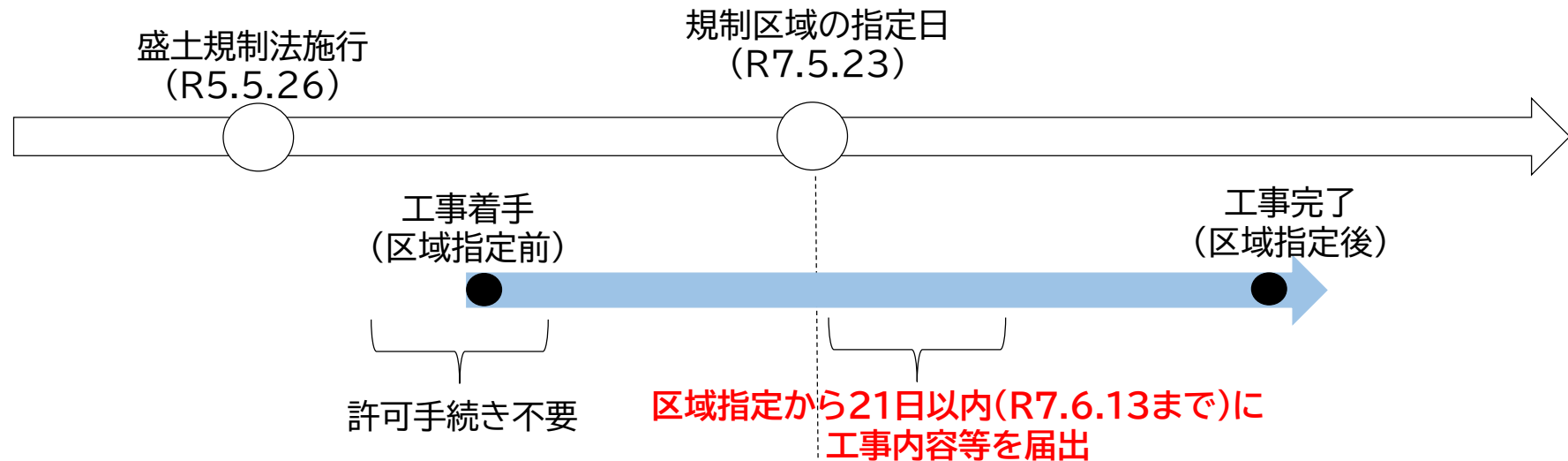
[戻る](#) [次へ](#)

規制区域の指定時に現に盛土等や土石の堆積の工事を行っている場合の取扱いについて

規制区域の指定時に、現に規制区域内で行われている規制対象工事(一定規模以上の盛土・切土・土石の堆積)の工事主は、区域指定から21日以内に、工事内容等を届出する必要がある。

期限までに届出しない場合、
工事中止命令のうえ、
新規許可手続きを求める場合があります。

■手続きのイメージ



■届出すべき内容

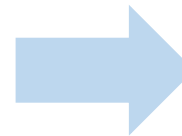
- ・届出書(指定様式)
- (右の要件に当たる場合は以下の資料も必要)
- ・図面(位置図、地形図、土地の平面図)
- ・盛土・切土・土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにした写真 等

- ①盛土で高さ2m超の崖
- ②切土で高さ5m超の崖
- ③盛土と切土を同時に
行って、高さ5m超の崖
(①、②を除く)
- ④盛土で高さ5m超
(①、③を除く)
- ⑤盛土または切土の
面積3,000㎡超
(①～④を除く)

他の土地利用規制法令と盛土規制法との関係

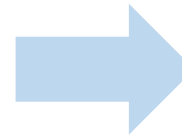
他の土地利用規制法による手続きと、盛土規制法の手続きが必要となる場合は、両方の手続きが必要です。ただし、都市計画法に基づく開発許可を得た対象工事に限り、盛土規制法の許可があったものとみなされます。

農地転用手続きと盛土規制法手続きの
どちらにも該当する場合



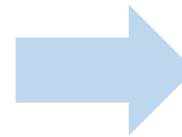
両方の許可が必要

林地開発手続きと盛土規制法手続きの
どちらにも該当する場合



両方の許可が必要

開発許可手続きと盛土規制法手続きの
どちらにも該当する場合



開発許可のみ

※定期報告、中間検査に該当する場合は実施